

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月17日

【会社名】 日本精密株式会社

【英訳名】 Nihon Seimitsu Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 林 博

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

【電話番号】 048 - 225 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 朴 成 鎮

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

【電話番号】 048 - 225 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 朴 成 鎮

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	200,020,000円
新株予約権証券	2,993,000円
新株予約権証券の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	203,013,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項ありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	730,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 当社普通株式に係る募集(以下、「本新株式」という。)は、平成27年7月17日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	730,000株	200,020,000	100,010,000
一般募集			
計(総発行株式)	730,000株	200,020,000	100,010,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は100,010,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
274	137	1,000株	平成27年8月6日(木)		平成27年8月6日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとします。

4. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本精密株式会社 財務・経理部	埼玉県川口市本町四丁目1番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 赤羽駅前支店	東京都北区赤羽1-9-6

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	730個（新株予約権 1 個につき1,000株）
発行価額の総額	2,993,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき4,100円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり4.1円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 8 月 6 日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本精密株式会社 管理グループ 埼玉県川口市本町四丁目 1 番 8 号
払込期日	平成27年 8 月 6 日（木）
割当日	平成27年 8 月 6 日（木）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 赤羽駅前支店

(注) 1. 日本精密株式会社第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）は、平成27年7月17日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、単元株式数は1,000株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式730,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項乃至第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降遅やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を四捨五入するものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、274円とする。但し、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	203,013,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年8月7日から平成28年8月6日までとする。なお、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 日本精密株式会社 管理グループ 埼玉県川口市本町四丁目1番8号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 赤羽駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会の決議を経て、本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2 当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、当社取締役会が定める取得日に残存する本新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株式発行によるもの

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
200,020,000	8,000,000	192,020,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用800,000円、弁護士費用500,000円、アドバイザー契約料6,000,000円及びその他諸経費700,000円などでありませす。

新株予約権によるもの

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
203,013,000	5,000,000	198,013,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（2,993,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（200,020,000円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少します。
 4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用800,000円、弁護士費用500,000円、新株予約権評価料3,000,000円及びその他諸経費700,000円などでありませす。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ベトナム第4工場の建物建設及び附帯設備の敷設等に係る費用	390	平成27年9月～平成28年4月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(資金調達の目的)

当社グループの現状とASEANプロジェクトについて

当社は、創業以来、時計関連の部品製造を中心にメガネフレーム等の製造と精密部品加工業として業務拡大してまいりました。当社では、今後のさらなる成長を目指して、平成25年11月21日付開示資料「ASEANプロジェクト並びに2018年3月期利益計画の策定に関するお知らせ」の通り、ASEANプロジェクトを策定いたしました。従来のベトナム工場に近接するカンボジアに新工場を建設し、ベトナム工場とのシナジーを創出することによって、さらなる生産体制の拡充を図るとともに、同地域において一大サプライチェーンを構築することを視野に入れたものです。また併せて、ASEANプロジェクト推進のための核となるベトナム工場の強化に向けて、半自動化・オートメーション化、金型製作能力の強化、高度技術の強化、高付加価値製品の製造、新規製品の製造を実施していくことにより事業を拡大していくものであります。

・ASEANプロジェクトの背景

当社は、世界に誇る“日本のものづくり技術”を世界市場で勝てる事業へと革新するため、平成6年3月にベトナム工場を設立し、日本企業として最も早くASEANへ進出した先駆者であり、同工場では金型製作～プレス～機械加工～バフ研磨～表面処理までの一貫生産体制をいち早く構築しております。長年にわたる生産技術の移管や現地技術者の育成により、ASEAN地域では稀有な高付加価値製品の生産体制を構築している点に加え、多数の熟練技術者を有することや、研磨工程においては専用治具、半自動化により完成度の高い時計関連部品を提供できること、また品質保証、納期遵守の体制構築により常に安定供給が可能であることなどから、顧客からの高い信頼を得ております。

従来までの時計関連部品の製造中心地は中国でした。しかしながら、毎年賃上げによる人件費高騰、慢性的な労働者不足、熟練工の高齢化と後継者不足等によって、現在は中国系メーカーの廃業、撤退等が進んでおり、完成品メーカー等は新たな部品調達先を探している状況があります。

当社の中核工場があるベトナムは、豊富な若年労働者層が存在することや、中国との比較では賃金水準が低いことから相対的に有利な位置にはありますが、ベトナムの平均賃金水準も今後は上昇が見込まれ、単なる生産力を増強するだけでは今後の対応は困難です。そこで、高付加価値の提供などのさらなる戦略性も付加したASEANプロジェクトの策定にいたしました。

・ASEANプロジェクトの骨子

ASEANプロジェクトにおいては、時計関連事業の強化だけでなく、他事業の強化についても実行してまいります。また、前述のような中国の環境変化を受けて、現在は中国内にある当社の協力工場をカンボジア工場の敷地内へ誘致し、サプライチェーンの構築等を行うことも計画をしております。主な内容は以下の通りです。

1. カンボジア工場の新設、労働集約型製品の生産移管

人件費がさらに低いカンボジアに工場を新設。ベトナム工場とのシナジーにより早期の立ち上げを行い、本格稼働後には現在ベトナム工場にて行っている時計関連の生産を移管。労働集約型製品の製造の中心をカンボジア工場へ移管することにより、粗利率の向上を図る。

2. ベトナム工場は高付加価値の提供へとシフト

生産移管に伴い、ベトナム工場における生産数量は減少するものの、単価が3～4倍となる高付加価値製品にシフトすることにより、売上高の増加率以上の粗利額・粗利率の向上を図る。同様に効率化されたライン・人員を活用し、他の事業の増産に対応。生産能力を現在の1.5倍程度まで拡大し、生産効率の向上と合わせ、売上高の増大と利益率の改善を図る。

金型については、カンボジア工場での使用分も含めてベトナム工場に製作を集約。生産効率を向上させることにより、グループの利益率向上の貢献を図る。

上記の施策を実施するに当たり、製造工程の半自動化を推進するための設備投資を実施。工場人員総数を増加させることなく実現する。

3. カンボジア工場の敷地内へ、中国系メーカーを誘致

現在、中国内にある時計関連部品を製造している当社協力工場を、カンボジア工場の敷地内に誘致し、当社が製造しない低価格帯製品向けの製造を同敷地内で行い、当社が統括して一括購入して顧客に提供する。また、時計関連部品以外についても、中国系メーカーを誘致し、当社が一括購入して顧客に提供することで、取扱品の拡大を図ると同時に、同地に一大サプライチェーンを構築し、売上高と利益額の増加を図る。

また、以上の施策の進行に伴い人員のシフトを行うことにより、人員増による売上原価・販管費の上昇を極力抑制する計画となっております。

ASEANプロジェクトでは、概ね以下の3段階での推進を計画しております。

フェーズ1(平成25年～平成26年)

カンボジア工場の新設、労働集約型製品の生産移管

ベトナム工場は高付加価値の提供へとシフト及び自動化の推進

フェーズ2(平成26年～平成27年中盤)

カンボジア工場の敷地内へ、中国内の当社協力工場を誘致

ベトナム工場の移転拡張による高付加価値製品の増産と、表面処理能力の増強

フェーズ3(平成28年中盤～)

カンボジア工場の敷地内における本格的な生産拡大

当社は、業績拡大のため、国内外の新規取引先開拓を推進するとともに、生産拠点であるベトナム工場とカンボジア新工場のASEANエリアという地域的優位性、とくに若い労働力、安定した人材の確保などのメリットを最大限に活かしていきます。また、ベトナム工場における技術的基盤として、金型製作から製品量産までの一貫体制、金属の表面加工処理技術の研究開発の継続等により、高品質かつ高付加価値製品の安定供給を行います。カンボジア新工場は、新しいマザー工場として生産拠点の分散化とカントリーリスクの軽減を図るとともに、ベトナム工場とのシナジー効果を追求し、ASEANエリアにおけるサプライチェーンの再構築を目指します。

これらの取組みにより、当社の平成30年3月期利益計画である、売上高100億円、営業利益8億円、経常利益7億円、当期純利益6億円の達成に向けて邁進し、グローバルに信頼される企業集団として、その地位を着実に築いてまいります。

前回（平成26年11月）増資の理由及び結果について

当社は入念な準備のもと、計画通りにASEANプロジェクトを進めておりましたが、市場が急速に変化いたしました。ASEANプロジェクトは、前述のような中国市場の変化を予想した上で策定したのですが、その変化が当社の予想を上回って進んだため、当社の生産能力を超える需要が発生することとなりました。中国で増産体制が取れない販売好調な時計関連の当社取引先が、中国系メーカーに代わる調達先として当社を選定し、実際に発注数量を増大し、さらには今後の新製品向け製品についての発注の打診がある中、当社の設備状況・生産能力では、取引先からの発注に対して残念ながらその全てに対応することができない状況にありました。これをそのまま放置する、または設備投資の実施を利益の蓄積によって自己資金が充足するまで待つことは大きなビジネス機会を逸することとなり、さらに本来は当社が取り込むことができた部品受注が他社に流れる恐れが生じ、ひいてはASEANプロジェクト全体の進捗の遅れ、平成30年3月期の利益計画目標の達成が困難となりかねない状況にありました。

販売の好調な取引先が、中国からASEANにシフトする計画を前倒しで実行されているなか、当社といたしましても、その要望に応え、生産計画の前倒しを実現するためには、ベトナム工場及びカンボジア工場の設備投資を前倒しする必要があると判断し、平成26年11月に第三者割当による新株発行を行い、事業拡大に不可欠な設備投資資金及び運転資金の調達を行いました。なお、当初見込みと比べて、販売好調な取引先からの受注内容がより高付加価値な製品へと変化したため、調達する資金の具体的な使途および支出時期につきましては、平成27年6月18日付開示資料「第三者割当による新株式の発行に関する資金使途および支出時期変更のお知らせ」にて開示いたしましたとおり変更しております。

前回の第三者割当増資における資金使途と結果につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	当初予定の金額 (百万円)	7/17現在の 支出額 (百万円)	支出予定時期
カンボジア工場の生産能力増強に向けた設備投資資金	33	16	平成27年7月～平成27年11月
ベトナム工場の工場移転拡張に伴う設備投資資金	158	96	平成27年2月～平成27年12月
売上増に伴う運転資金	106	106	平成26年11月～平成27年3月
合計金額	297	218	

- (注) 1. 上記の当初予定の金額の合計金額は、払込金額の総額から発行諸費用を除いた差引手取額となります。
2. 上記資金使途における平成27年7月17日現在の状況といたしましては、218百万円を執行しております。

基幹工場であるベトナム工場につきましては、自動化・半自動化に向けた設備投資を平成26年2月より一部開始しておりました。当初計画では、さらなる自動化・半自動化に向けた設備投資を平成27年3月期中に行う予定でしたが、取引先からの高価格帯向け製品の増産要請に応えるため、平成26年11月の第三者割当増資で調達した資金を用い、平成27年2月から前倒して実施しております。

カンボジア工場につきましては、平成26年2月に工場建物が竣工し、平成26年3月よりベトナム工場の技術者の派遣による加工技術、製造工程の移管を進め、平成26年5月より一部製品の製造を開始しております。当初の計画では、それまではベトナム工場で生産していた中価格帯から低価格帯向け製品について、徐々に生産移管していく予定でありました。しかしながら、ベトナム工場での高価格帯向け製品の増産を早めることは、中価格帯から低価格帯向け製品については同工場の生産能力の問題から生産を継続することが困難となります。そのため、計画を前倒ししてカンボジアに生産を移管することが必要となり、カンボジア工場の設備拡張も上記のベトナム工場の設備投資と併せて平成27年7月から実施しております。

また、増産に伴って調達すべき原材料及び仕掛品が増加することや、カンボジア工場を中心とした工場人員の増強費用などの運転資金が増加いたしました。平成26年11月の調達資金により対応いたしました。

カンボジア工場の敷地内への当社協力工場の誘致につきましては、1社の誘致が決定し、昨年秋より工場建設を開始しており、平成27年7月からの操業を予定しております。また、現在も交渉を進めているその他の協力工場についても、今後さらに誘致を図ってまいりたいと考えております。カンボジア工場の敷地内におけるサプライチェーンの構築、本格的な生産拡大につきましては、上記フェーズ1、2が計画通りに進行した後に取り組みを開始するため、概ね平成28年の中盤以降に開始する計画となっております。

本件第三者割当増資の理由

上記の通り、顧客である国内大手時計メーカーからの受注増への対応は、現在着々と進めております。しかしながら、当社がそうした対応を行う中でも、さらに市場の変化が進んでおります。その要因は、国内大手時計メーカー各社の高級腕時計の販売が非常に好調な推移を続けていることによるものです。

近年、訪日外国人客が増加しております。観光庁の統計では、平成26年の訪日外国人客は1341万人となり過去最高を更新いたしました。それに伴い訪日外国人客の日本国内の消費支出も増加し、平成26年には初めて2兆円を超える水準となっております。支出の中でも項目別では「買い物代金」が1位となり、金額も7000億円を超えるなど所謂インバウンド需要が増加しております。現在、日本政府は観光立国を重要政策とし、5年後の平成32年には訪日外国人客数2000万人を目標に掲げるなど、今後もインバウンド需要の増加が見込まれています。併せて、本年年初からのスイス・フランの高騰により、スイス高級腕時計メーカーは相次ぐ値上げを行い割高感が出ていることから、インバウンド需要を取り込んだ国内の大手時計メーカー各社の高価格帯の製品販売は好調に推移しております。そのように市場環境が変化中、今後の高級腕時計の増産と高付加価値化・商品の差別化を目指し、国内大手時計メーカーは高品質かつ安定的な部品供給が可能な部品調達先を、新たに探している状況が有ります。しかしながら、上記の通り中国内では新たな調達先を見つけることは困難な状況にあります。

こうした状況の中、高級品向け製品の製造が可能な技術力と一貫生産体制が評価され当社の従来大手顧客とは異なる国内大手時計メーカーから高級品向け時計関連製品の製造についての打診があり、本年5月末より新規に製品納入を開始しております。

また、既存顧客である国内大手時計メーカーにおいても、自社高級品の高付加価値化をさらに進めたい意向が有り、当社に対して表面処理の高付加価値化に向けた技術開発の要望が寄せられました。当社では、これまで様々な表面処理技術を開発しており、近年では独自のIP（イオンプレーティング）処理技術の開発により、従来市場にはなかったピアノブラック等の幅広い色調のIP処理を実現しております。今回の要望に対しても、最新・高付加価値の表面処理技術DLC（ダイヤモンドライクカーボン）における技術的課題を克服し、均一な色調・品質を維持することに成功したことにより、同国内大手時計メーカーからDLC設備開発に対する投資が決定され、本年7月からの設備稼働に向けてベトナム工場では現在準備を進めております。

以上のように、国内大手時計メーカー各社は、今後も高級品の増産と高付加価値化を進めたい意向を持っており、当社の製品及び技術に対する需要も、今後さらに高まることを見込まれます。上記の通りベトナム工場の表面処理能力の向上は、ASEANプロジェクトのフェーズ2における重要課題として当初より認識しておりました。上記のDLC設備開発もそれに基づき実施するものです。しかしながら、今後も高級品向け製品への需要増が見込まれることに対して、高付加価値化の鍵となる表面処理の設備能力が、当社の設備では不足する見込みであり、その対応には新たに表面処理設備を導入することが必要となります。各種表面処理の設備・機械は非常に重量があるため、設備設置が可能な場所は限定されます。現在ベトナム工場において表面処理工程を行っている第2工場は、従来からIP設備等を設置しているほか、今後は上記DLC設備を導入するため、これ以上の設備配置場所がないうえ、平成6年に竣工した建物であるため老朽化が進んでおり、安全性の観点からも重量のある設備を追加設置することは困難な状況にあります。

そのため、ベトナム工場の敷地内に新たに第4工場（仮称）を建設することが必要となっております。第4工場は表面処理工程の専用工場として使用する予定であり、竣工した暁には現在の第2工場の設備も移管し、今後検討する追加設備の導入も含めて表面処理工程の集約化と処理能力の向上を見込んでおります。また、併せて生産効率の向上を図ることで、ベトナム工場における高付加価値製品の増産と、それによる当社グループの収益拡大を見込んでおります。なお、現在の第2工場につきましては、第4工場の竣工、設備移管の完了と本格稼働後に、地盤等の点検を再度行い、これ以上の運用が難しいと判断した場合には、取り壊しも含めて検討する予定であります。

上記の目的及び理由から、今後の事業拡大に不可欠なものとして、ベトナム第4工場の建設資金を調達するために本件第三者割当増資を行うものであります。

（当該資金調達の方法を選択した理由）

当社は、上記でご案内した平成30年3月期利益計画を達成するためには、ASEANプロジェクトの実施及びその核となるベトナム工場の強化により事業を拡大していくことが必要であり、事業投資のための資金調達とその事業投資に耐えうる経営基盤の強化が不可欠と判断し、資金調達方法について検討いたしました。

まず、自己資金をベトナム新工場の建設資金に充当することを検討いたしました。当社の平成27年3月末の現金及び預金残高は7億41百万円となっており、平成27年3月期は連結当期純利益1億87百万円を計上したものの、前期末と比較し約40百万円減少しております。これは主に売上高の増加に伴って仕掛品や原材料のたな卸資産等の運転資金が増加したことが要因であります。今後も時計関連製品を中心に好調な受注状況が続き、さらに必要な運転資金が増加することが見込まれる中、経営の安定のためには現在の現金及び預金については、増加する運転資金に充当すべきと判断いたしました。

次に間接金融（銀行借入）による資金調達に関しましては、取引金融機関とは良好な関係を維持しており、この度のベトナム新工場の建設資金につきましても複数銀行との交渉を現在進めております。しかしながら、ASEANプロジェクト推進に向けたカンボジア新工場の建設費及びベトナム工場の拡張工事費が円安の影響により当初計画より増加したことや、顧客からの増産要請に応じるための原材料調達費や仕掛品の増加等の運転資金が増加していることから、既に金融機関より追加借入を実施している状況にあります。また、平成25年3月18日付開示資料「（開示事項の経過）海外子会社の設立に関するお知らせおよび資金の借入に関するお知らせ」及び、平成25年12月24日付開示資料「（開示事項の経過）資金の借入に関するお知らせ」で開示しておりますように、カンボジア新工場の建設のためにカシオ計算機株式会社から5億円の借入を実施しております。そのため、平成27年3月期末の連結貸借対照表においては借入金が21億12百万円となり、前期末と比較し2億8百万円増（9.8%増）となっております。また、平成27年3月期末の自己資本比率は41.0%と、前期末比で2.2ポイント改善はいたしておりますが、平成24年3月期末の48.2%、平成25年3月期末の45.3%と比較して未だ低い水準に留まっております。また、多額の借入を新たに行うことは、借入コストの増加につながり利益の低下をもたらすこととなります。そのため、建設資金の全額を間接金融により調達することは、財務基盤の不安定化を招き、ひいては既存株主様の利益を失するものと判断いたしました。併せて、ASEANプロジェクトの進行に伴う今後の生産数量の拡大等を考慮すると、そのための運転資金の与信枠を確保しておく必要もあることから、間接金融による調達は全額ではなく一部とするべきと判断いたしました。

そこで、既存株主様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、必要資金について直接金融による資金調達を検討いたしました。

公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及び事務手数料や通信コスト等募集に係るコストも第三者割当による株式の発行より割高であるうえ、新株予約権の行使を待つまでもなく即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の利益剰余金について過年度の累損が解消されていない点及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いことが想定され、困難であると判断いたしました。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債については、様々な商品設計が考えられますが、一度に多額の資金を得ることが可能で有るものの、当社事業の収益が上がっても市場等の何らかの要因で当社株価が上昇せず株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金の長期での返済期間と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を圧迫する恐れがあります。これは上記の事業投資に耐えうる経営基盤の強化という目的にそぐわないものと判断いたしました。

希薄化への配慮という観点から、ライツ・オファリングについても検討いたしました。ライツ・オファリングの形態には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、仮にノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施した場合も、当社の利益剰余金について過年度の累損が解消されていない点及び無配が続いている現状では、限られた行使期間の中では新株予約権の行使が進まず、想定した資金調達額が確保できないリスクがあると判断いたしました。

全て第三者割当による新株式または、新株予約権のどちらかで行う資金調達については、全てを新株式による調達とした場合は、一度に資金調達を完了させることができる反面、調達金額も大きいため全て新株で調達することに同意する引受者を見つけることが困難である点に加え、1株当たり利益の希薄化も同時に発生することにより既存株主様の利益を損なう恐れがある点も懸念いたしました。また、全てを新株予約権による調達する場合は、発行時の調達額は新株予約権代金のみであり、また、ある程度の新株予約権が行使され、払込による実際の資金調達ができるまでは工場建設の着手を行えないリスクがあることから、この度の資金需要と照らして不相当と判断いたしました。

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、新株式の発行により初期に一定の資金調達をし、残りの調達を新株予約権とすることにより一度に大幅な希薄化を引き起こすことなく、希薄化が段階的に進むことで市場へのインパクトを薄めることとなります。

加えて、本件第三者割当増資の主たる目的であるベトナム第4工場の建設代金については、着工時に着手金の支払いを行った後は、来年4月の竣工（予定）時を含めて3回に分割して代金支払いを行う計画となっております。また、同工場への附帯設備及びその他備品の設置についても、来年4月の竣工後を予定しております。

上記を総合的に検討した結果、当社の財務状況等の現状を踏まえると、着工時の代金を新株発行により調達した上で、間接金融での調達を併用しつつ残りを新株予約権の発行・行使により調達するの手法が最善であると判断し、引受先を探すことといたしました。

以上に記載しましたとおり、当社は今後のさらなる成長を目指し、ASEANプロジェクトを策定いたしました。本件第三者割当増資により調達する資金の用途は、ASEANプロジェクトの核となるベトナム工場を強化するため、表面処理の専用工場として第4工場の建設資金として全て充当し、事業を拡大していくためのものです。

ベトナム第4工場の建物建設及び附帯設備の敷設等に係る費用の内訳につきましては、以下の通りです。

設計許認可費33百万円、仮設工事費11百万円、建設工事費246百万円、電気・機械・設備工事費102百万円、排水・廃水処理工事費48百万円、外構工事費75百万円、現場経費・その他備品購入費84百万円。

また、支払時期と金額につきましては、着工時の平成27年9月に附帯設備の敷設費用を含む総建設費用の30%に当たる1億65百万円の支払いを行い、以後、平成27年11月に総建設費用の25%に当たる1億37百万円、平成28年2月に総建設費用の25%に当たる1億37百万円、平成28年4月の竣工（予定）時に総建設費用の20%及びその他備品購入費等として1億60百万円を予定しております。

上記金額の合計は本件第三者割当増資による調達金額を超過しておりますが、その差額につきましては、上記に記載いたしましたとおり、間接金融での調達を行うべく現在複数金融機関と交渉を行っております。

なお、当社株価の下落等の要因により新株予約権の行使が進まず、予定の資金調達が行えない場合につきましては、間接金融での追加調達も含め検討を行っていく予定です。新株予約権が行使された場合と比較し、自己資本比率の低下などを招くものの、全額を間接金融で調達した場合と比べてその度合いが低いことは上記（当該資金調達の方法を選択した理由）に記載したとおりであります。また、当社といたしましては、ASEANプロジェクトの推進により業績の拡大に努めることで、新株予約権の行使を促進してまいり所存です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

氏名	佐藤真吾
住所	東京都世田谷区
職業の内容	会社役員（株式会社夢真ホールディングスの代表取締役会長兼社長、株式会社夢テクノロジー及び株式会社小僧寿しの代表取締役）

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術または取引等関係	該当事項なし

(注) 当社は、第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（所在地：東京都千代田区神田須田町2丁目17番地サガミビル4階、代表取締役：小柳喜市）に対し割当予定先等について調査を依頼しました。その結果、割当予定先等が反社会的勢力と関係がないことを確認いたしました。また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

a . 割当予定先の概要

氏名	佐々治雄
住所	埼玉県越谷市
職業の内容	会社役員（株式会社岡崎物産の代表取締役社長、株式会社佐々商店の代表取締役及び日本もち株式会社の代表取締役社長）

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術または取引等関係	該当事項なし

(注) 当社は、第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（所在地：東京都千代田区神田須田町2丁目17番地サガミビル4階、代表取締役：小柳喜市）に対し割当予定先等について調査を依頼しました。その結果、割当予定先等が反社会的勢力と関係がないことを確認いたしました。また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

c. 割当予定先の選定理由

当社代表取締役である岡林が、旧来の知人であり投資助言等の事業を行っている下原努氏（Star Gate Investment Holdings Limited Japan株式会社の代表である下原努氏は、Hong Kong Securities and Futures Commissionで投資助言及び投資一任勘定のライセンス(License Number AXS027)を持っているファンド会社であるXinhua Afanti Asset Management Limitedの社外役員であり、自身の会社でも日本や香港においてM&Aのコンサルティングや、アジアを中心とした海外企業との業務提携のコンサルティングを行っております。）に本件について説明したところ、Star Gate Investment Holdings Limited Japan(株)において投資家の仲介をしていただくこととなり、平成27年4月に当社とのアドバイザリー契約を結ぶこととなりました。

新株の割当予定先である佐藤眞吾氏は、Star Gate Investment Holdings Limited Japan(株)より平成27年5月に紹介いただき、当社の事業及び事業戦略、資金調達の必要性、時期等について説明を行い、協議を重ねてまいりました。また、新株予約権の割当予定先である佐々治雄氏も、Star Gate Investment Holdings Limited Japan(株)より平成27年5月に紹介いただき、同様のご説明を行い、協議を重ねてまいりました。その結果、両氏より本件第三者割当増資の意義と必要性をご理解いただき、今回の資金調達の支援をしていただくこととなりました。また、佐々治雄氏につきましては、当社の資金ニーズの発生時期につきましても良くご理解いただいております。また、新株予約権の行使については、当社の資金ニーズに出来る限り沿う形で行使を進める旨を口頭にて合意しております。

佐藤眞吾氏

佐藤氏は、ご自身が創業され、現在は東京証券取引所JASDAQ市場の建設関係の作図、建設現場施工管理者派遣を中心とした上場企業である(株)夢真ホールディングスの代表取締役会長兼社長を務められるほか、同じくJASDAQ上場企業である(株)夢テクノロジー及び(株)小僧寿しの代表取締役を務められるなど、事業の専門知識のみならず経営全般に関して深い造詣を有する企業人であります。

上記に記載のとおり、Star Gate Investment Holdings Limited Japan(株)より新株式の引受先として平成27年5月に紹介いただき、本件第三者割当増資の趣旨を説明し、引受の検討をお願いいたしました。今回、本件第三者割当増資の趣旨にご賛同いただき、引受けをご了承いただきました。当社といたしましては、当社企業状況をご理解いただき、当社の将来性を見込んで出資をしていただけることから割当予定先として選定いたしました。なお、同氏が経営する会社ではなく、同氏個人に割り当てることとした理由は、本件第三者割当増資の趣旨等に個人としては賛同するものの、同氏が経営する会社と当社の間には現在取引等の関係がなく、また業界が異なることから今後の取引についても現在は予定しておらず、引受により発生する株価変動リスクを会社が負う合理的な理由が説明できないと判断されたことから、同氏が個人で引受けを希望したためであります。ベトナムでのビジネス経験のある(株)夢真ホールディングスの同氏は、同じくベトナムで展開している当社の事業及び事業戦略、資金調達の必要性、時期等につき賛同されての純投資と聞いております。

佐々治雄氏

佐々氏の父親は、大正時代から地元である埼玉県に根ざした形で食のビジネスを行っており、また、佐々氏ご自身も現在は埼玉県内で食品メーカーである株式会社岡崎物産を代表取締役として経営されているほか、同じ食品メーカーである株式会社佐々商店及び日本もち株式会社の代表取締役も務めております。同氏は、もち米の買い付けで20年以上タイのもち米の3本指に入る会社と取引をしており、また20年ほど前に日本に初めてタピオカを持ち込んだことなど、アセアンではタイに強いパイプを持ちながら業務を推進されており、日本の強みの1つである食の分野のスペシャリストとして現在活躍されています。

上記に記載のとおり、Star Gate Investment Holdings Limited Japan(株)より新株予約権の引受先として平成27年5月に紹介いただき、本件第三者割当増資の趣旨を説明し、引受の検討をお願いいたしました。今回、本件第三者割当増資の趣旨にご賛同いただいたことに加えて、当社に関しては同じアセアンでビジネスをしていること、同じ埼玉県に根ざし日本の強みの1つであるマニュファクチャリングを日本のために、日本の後世に残すための企業努力をしているという点で同じ志を持ち、またアセアンでのビジネスの広がりという相乗効果もあると考え、現在の日本政府の成長戦略である3本の矢のひとつの地方創生というテーマにも合致するという点も含めて、本件第三者割当増資の引受けをご了承いただいたものです。当社といたしましては、当社企業状況をご理解いただき、当社の将来性を見込んで出資をしていただけることから割当予定先として選定いたしました。なお、同氏が経営する会社ではなく、同氏個人に割り当てることとした理由は、本件第三者割当増資の趣旨等に個人としては賛同するものの、同氏が経営する会社と当社の間には現在取引等の関係がなく、同じアセアンでのビジネス展開を目指しているものの現在は具体的な協業等の計画がないため、引受により発生する株価変動リスクを会社が負う合理的な理由が説明できないと判断されたことから、同氏が個人で引受けを希望したためであります。同氏は、工場建設の資金繰りに応じるスケジュールでの資金調達で、埼玉県と

いう同じ県同士の企業の発展が埼玉県に貢献できるようにという地方創生の観点からの投資と聞いております。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
佐藤眞吾	新株式 730,000株
佐々治雄	新株予約権 730個 (その目的となる株式 730,000株)

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先の両名が、当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、中長期の保有を行う方針であることを口頭により確認しております。

なお、当社は、本新株式の割当予定先（佐藤眞吾氏）から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本新株予約権の割当予定先（佐々治雄氏）は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先から預金通帳のコピーを受領し、本件第三者割当増資の払込金額と行使価額に相当する資金を有しているかどうかを確認しております。

当社といたしましては、当該確認をもって株式の引受及び新株予約権の引受及び権利行使代金の払込みは十分可能であると判断いたしました。

g．割当予定先の実態

新株の割当予定先である佐藤眞吾氏は、ご自身が創業され、現在は東京証券取引所JASDAQ市場の建設関係の作図、建設現場施工管理者派遣を中心とした上場企業である㈱夢真ホールディングスの代表取締役会長兼社長を務められるほか、同じくJASDAQ上場企業である㈱夢テクノロジー及び㈱小僧寿しの代表取締役を務められるなど、事業の専門知識のみならず経営全般に関して深い造詣を有する企業人であります。

また、新株予約権の割当予定先である佐々治雄氏は、佐々氏の父親は、大正時代から地元である埼玉県に根ざした形で食のビジネスを行っており、また、佐々氏ご自身も現在は埼玉県内で食品メーカーである株式会社岡崎物産を代表取締役として経営されているほか、同じ食品メーカーである株式会社佐々商店及び日本もち株式会社の代表取締役も務めております。同氏は、もち米の買い付けで20年以上タイのもち米の3本指に入る会社と取引をしており、また20年ほど前に日本に初めてタピオカを持ち込んだことなど、アセアンではタイに強いパイプを持ちながら業務を推進されており、日本の強みの1つである食の分野のスペシャリストとして現在活躍されています。

なお、当社は、第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（所在地：東京都千代田区神田須田町2丁目17番地サガミビル4階、代表取締役：小柳喜市）に対し割当予定先等について調査を依頼しました。その結果、割当予定先等が反社会的勢力と関係がないことを確認いたしました。また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本件第三者割当増資にかかる取締役会決議日（平成27年7月17日）の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である288円からディスカウント率4.86%である274円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由につきましては、

当社は、平成27年5月15日に平成27年3月期決算短信を公表しており、直前営業日の終値が現在の当社の企業価値を適正に反映していると考えられること、

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日 日本証券業協会）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定することとされていること

から本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

ディスカウント率につきましては、割当予定先との協議の上で決定いたしました。当社は、本件第三者割当増資の実施によりベトナム第4工場の建物建設及び附帯設備の敷設等に係る費用を調達することが、上記「第1募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載いたしましたとおり、今後の当社の収益拡大及び企業価値の向上には必要不可欠であり、既存株主の皆様の利益拡大に繋がるものと判断しております。一方、割当予定先である佐藤眞吾氏は、本件第三者割当増資で引受を行う新株については中長期的に保有する方針であり、今後も当社株式を安定的に保有いただけるものと期待しております。しかしながら、割当予定先と当社の代表取締役である岡林が複数回にわたる協議を進める中で、その保有期間中に当社を取り巻く事業環境の変化や株式市場全体の下落等に伴う当社株式の株価下落リスクがあることから、割当予定先からはディスカウントの要望がありました。当社といたしましては、交渉の過程で顧問弁護士からの法律的助言も受けつつ、上記のように本件第三者割当増資の実施の必要性和割当予定先の保有期間中の株価下落リスクも考慮し、割当予定先と協議した上で総合的に判断してディスカウント率を決定したものであり、特に有利な価額ではないと判断しております。

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の発行決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月、3ヶ月並びに6ヶ月における終値の単純平均は、それぞれ296.4円（1ヶ月平均）、289.4円（3ヶ月平均）、268.4円（6ヶ月平均）となっており、今回の払込金額は、1ヶ月平均に対しては7.56%のディスカウント、3ヶ月平均に対しては5.32%のディスカウント、6ヶ月平均に対しては2.09%のプレミアムとなります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本新株式の払込金額274円につきましては、同指針に準拠したものであるとともに、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）も、当該払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としつつ、上記の通りベトナム第4工場の建物建設及び附帯設備の敷設等に係る費用の資金調達の必要性が高いこと、並びに割当予定先が中長期的に当社株式を保有するリスクを踏まえた上での合理的な判断に基づいて決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利でなく適法である、との意見を表明しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役社長 野口真人 以下、「ブルーラス社」という。）に依頼しました。当社は、ブルーラス社が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果を基準として、本新株予約権の発行価額について、算定結果と同額の1個当たり4,100円といたしました。なお、ブルーラス社による算定の結果として、基準となる当社株価、権利行使価額、ボラティリティ、権利行使期間、リスクフリーレート、配当率、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については割当日から3ヶ月以降、株価が権利行使価額の200%を超えた場合は20営業日後に取得するものとする。）及び割当先の行動（割当先は、株価が権利行使価格を上回っている場合権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は、1回あたり25個（25,000株）とする。）等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき4,100円との結果を得ております。当社は、上記ブルーラス社が評価算出した本新株予約権1個につき4,100円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であり、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行には該当しないものと判断しております。本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成27年7月16日）に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値288円におよそ95.14%を乗じた金額である1株274円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使期間中、当社株式の市場株価が発行価額と行使価額の和に満たない場合、新株予約権者が本新株予約権を行使せず、当社が資金調達を行えないことになるリスクがあります。そこで、当社は、このことも勘案の上、行使価額を決定いたしました。行使価額の決定に際し、直前取引日の株価を基準値として採用した経緯につきましては、直前取引日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

行使価格が直前取引日の終値を4.86%下回ることにつきましては、割当予定先との協議の上で決定いたしました。当社は、本件第三者割当増資の実施によりベトナム第4工場の建物建設及び附帯設備の敷設等に係る費用を調達することが、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載いたしましたとおり、今後の当社の収益拡大及び企業価値の向上には必要不可欠であり、既存株主の皆様の利益拡大に繋がるものと判断しております。一方、割当予定先と当社の代表取締役である岡林が複数回にわたる協議を進める中で、その保有期間中に当社を取り巻く事業環境の変化や株式市場全体の下落等に伴う当社株式の株価下落リスクがあることから、割当予定先からはディスカウントの要望がありました。当社といたしましては、交渉の過程で顧問弁護士からの法律的助言も受けつつ、上記のように本件第三者割当増資の実施の必要性和、割当予定先の保有期間中に株価下落が生じて新株予約権の行使が進まず、当初想定した調達金額を下回ることのリスクも考慮し、割当予定先と協議した上で総合的に判断して行使価格を決定したものであります。行使価額を決めるにあたっては、株式の希薄化、行使価額の影響度などについても慎重に検討しております。また、本新株予約権の行使価額は、上記に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

また、当社監査役全員からは、本新株予約権の算定を、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していること及び割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められたブルーラス社が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してブルーラス社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと監査役会として判断をする旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により本新株式及び本新株予約権の発行により発行される株式は最大で1,460,000株であり、平成27年7月17日現在の当社発行済株式総数17,661,999株に対し8.3%（平成27年3月31日現在の当社総議決権数17,451個に対しては8.4%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本件第三者割当増資により得られる調達資金を、ベトナム第4工場の建設資金等として充当し表面処理専用工場とすることで、ASEANプロジェクトの重要テーマであるベトナム工場の今後の高級品向け時計関連製品の増産と収益力の向上を図れるものと考えております。財務体質の強化と安定した事業活動による事業拡大を目指し、企業価値及び株式価値の向上を図ることを目的としておりますので、既存株主にとっても合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社ジエンコ	ソウル特別市松坡区東南路 4道41(文井洞)	4,119,000	23.60	4,119,000	21.78
キュキャピタルパートナ ーズ株式会社	ソウル特別市江南区テヘラ ン路306、11階(驛三洞、カ イトタワー)	1,119,000	6.41	1,119,000	5.92
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託 口)	中央区晴海1丁目8-12	1,013,000	5.80	1,013,000	5.36
佐藤真吾	世田谷区			730,000	3.86
佐々治雄	越谷市			730,000	3.86
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	636,000	3.64	636,000	3.36
SKS TRADING USA株式会社	SKS BLDG., SUITE 104, 4215 198TH ST. SW LYNNWOOD, WA 98036 USA	500,000	2.87	500,000	2.64
井藤秀雄	吉川市	300,000	1.72	300,000	1.59
松井証券株式会社	千代田区麹町1丁目4	281,000	1.61	281,000	1.49
立花証券株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目 13番14号	257,000	1.47	257,000	1.36
計		8,225,000	47.13	9,685,000	51.21

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式の発行数に係る議決権の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク等について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第37期、提出日平成27年6月26日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月17日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正報告書を含みます。）を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月29日提出）

1. 提出理由

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役8名選任の件

岡林 博、井藤秀雄、白坂敬次、金 民秀、権 経訓、黄 仁昶、権 敬及び柳 奉錫の8氏を取締役に選任する。なお、金 民秀氏は社外取締役である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 取締役 8 名選任の件					
岡林 博	10,671	43	0	(注)	可決 98.74
井藤秀雄	10,672	42	0		可決 98.75
白坂敬次	10,672	42	0		可決 98.75
金 民秀	10,671	43	0		可決 98.74
権 経訓	10,666	48	0		可決 98.70
黄 仁昶	10,666	48	0		可決 98.70
権 敬	10,671	43	0		可決 98.74
柳 奉錫	10,666	48	0		可決 98.70

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月19日

日本精密株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本郷大輔
指定社員 業務執行社員	公認会計士	塚田和哉

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精密株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精密株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精密株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本精密株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

日本精密株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 本郷大輔
業務執行社員指定社員 公認会計士 塚田和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精密株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精密株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。